

令和4年6月3日

嬉野市議会  
議長 辻 浩一 様

産業建設常任委員会  
委員長 川内 聖二

## 産業建設常任委員会報告書

令和4年第1回嬉野市議会定例会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第107条の規定により報告する。

### 付託事件名 「農業政策について」

#### 調査理由

嬉野市では、令和2年度からハウス団地の整備に向けた事業が始まり、令和6年度には全9区画の内、8区画が入植予定となっているが、ハウス団地に入植される方は、JAさがみどり地区管内にある2つのトレーニングファームで研修を終えて、ハウス団地に入植される。そこで、JAさがみどり地区のトレーニングファーム、及び園芸団地事業を展開されている大町町に施設の現地調査を行った。

#### 調査の概要

JAさがみどり地区トレーニングファームにて設置に向けた取組、及び新規就農者支援について説明を受けた。

調査日 令和4年4月13日 13時30分～15時00分

調査場所 JAさがみどり地区トレーニングファーム  
佐賀県武雄市朝日町中野

対応者 佐賀県農業協同組合  
杵藤エリア 杵藤園芸センター 園芸指導課（みどり）

課長代理 北村 隆志 氏  
専任講師 西田 昭義 氏

## ◇ トレーニングファーム設置に向けた取組

### 1. 現 状

若い担い手が少なく、施設野菜の栽培面積は年々減少しており、5年後、10年後を考えると、生産量の減少や産地の縮小が見込まれ、若い担い手の確保が急務となった。施設園芸に対しては、興味を示されている方が多く相談にいられていたが、ハウスの建設に掛かる費用や技術面での不安等により、ハードルが高く諦められていた。そこで、これらの問題を解消するためJA、県、市町などの関係機関が連携し、平成28年に協議をスタートした。

また、当時県が行われていた「“農の夢” 応援プロジェクト」を活用し、県の財政的な支援を受け、トレーニングファーム運営協議会の設立から、施設の設置まで取組まれた。

### 2. 期待される効果

開設当時、期待したのは外から来ての移住をして頂くということが一番の理想と考えていたが、逆にこちらに居る方を外に出さないで子供たちに定住して貰い人口流出を阻止できて、人口増につながると考えた。

また、新規就農者が増加することで生産部会員が増加し、生産量や生産額が増加すると考える。そして、若い新規就農者が増えることで既存栽培者には刺激となり、更に規模を拡大しようかという意識改革につながり、地域の活性化に効果があると考えられる。

### 3. トレーニングファームの概要

研修生の募集要件は、農業に対する強い意志と意欲ある農業後継者や新規就農希望者で、研修終了後も引き続きJAさがみどり地区管内に居住し就農できる者となっている。

国の支援事業で農業次世代人材投資事業（準備型）があり、最長2年間、年間150万円の助成を受けられる。事業の要綱には50歳未満とあり、要綱に則して受け入れを行っているので、対象は概ね50歳未満としている。

また、別の要件で、概ね300万円の自己資金が調達できる者としているが、これは絶対条件ではない。ただし、JAさがみどり地区外から来られる方は、家賃や生活費、場合によってはトラクターやトラックを取得しなければならないので、自己資金が必要となることを意識して貰うためにも、概ね300万円の自己資金が調達できる者を要件としている。研修費は無料である。

### 4. トレーニングファームのイメージ

市町・農協・生産部会等が一体となって、意欲ある就農希望者を地域内外から募集し、技術習得から独立就農まで約2年間の研修を行い、切れ目のないサ

ポートを実施されていた。

## 5. 施設の概要（きゅうりトレーニングファーム）

ハウスは高軒高型で反当たりの収穫量を上げるため、植物に光合成をたくさん受け入れるために軒高が高いハウスとなっている。現在、ハウスの中の設備は当時に考えられる設備が全て自動化で、監視システムにカーテンの開け閉め、水やりも自動化と環境設備が整っているが、その日に合わせた設定を日々、人力で行っている。

## 6. 現在の研修生の概要（きゅうりトレーニングファーム）

研修生の1年目は、先輩の下でのハウス実習が殆どで、葉っぱや芽の摘み取りに収穫の作業を覚える。2年目は、研修生にハウス一棟を責任者として任せ、自分で就農する形をつくり模擬経営を行う。実際、自分で行わないと分からないことがあり、研修中の失敗は大丈夫だが就農しての失敗はできないので、模擬経営で十分に実戦を勉強することが重要である。入校すれば施設胡瓜部会の会員となり、部会の用事や研究会に参加して技術の研鑽に励んで貰う。そして、同時に就農準備を進め就農地及びハウスを設ける場所の選定を行っていく。その際に、自分がどれくらいの規模で就農を行うか、大体のことを決める。ハウス等施設の建設費は、国庫事業を活用するため、前年度に要望書を提出しなければならないので、2年目に要望としての見積もりを提出し、認定新規就農者の申請手続きも2年目に行う流れとなっていた。

## 委員会の意見

みどり地区トレーニングファームでは、当初はJAさがみどり地区管内から後継者がいなければ、県外からの方を研修生として迎え入れ、定住促進による人口増を期待されていたが、JAさがみどり地区管内からの入校が多く、1期生からこれまでの卒業生が就農後に努力され、部会員56名の中でベスト10に入る成績をあげられていることもあり、JAさがみどり地区管内からの研修生が切れることなく入校されている。特にきゅうりの場合はこれまで経験がなければできなかったが、環境整備の技術革新により、ある程度カバーができるようになった。このような研修施設が増えれば地域から新規就農者が増えると伺い、JAさがみどり地区管内の市町はこれまで以上にみどり地区トレーニングファームとの連携が不可欠である。

新規就農者が困っている点では、資金・農地・技術でJAさがみどり地区外から来られる方は住居を見付けるのに大変だと話された。委員会として、当市は令和6年までの入植者の予定があるが、その後も就農者の拡大を目指し、ハウス団地の様子を見て増設に向けた検討もすべきと考える。また、JAさがみ

どり地区外からの新規就農者の住居に関しては、空き家バンク事業や定住促進事業と連携を図り、JAさがみどり地区外からの新規就農者への定住対策も合わせて検討すべきと考える。

## 調査の概要

大町町が現在取組まれている園芸団地構想について説明を受け、園芸団地の現状の見学を行った。

調査日 令和4年4月13日 15時30分～17時00分

調査場所 大町町役場 中会議室 佐賀県杵島郡大町町大字大町 5017 番地

対応者 大町町議会事務局 局長 坂井 清英 氏  
農林建設課 副課長 古賀九州男 氏

## ◇ 大町町園芸団地構想

### 1. 園芸団地の必要性

大町町は、国道34号以南に土地改良事業により区画整備された優良農地が広がり、土地利用型農業を中心とした農業が営まれている。しかし、農家の高齢化や後継者不足により担い手が不足しており、新規就農者の確保が重要な課題である。町の農業施策として土地利用型農業においては、集落営農の法人化の推進などを行っているが、施設園芸の振興を最重視し、管内で運営されているきゅうりやトマトのトレーニングファームと連携している。また、町内にはきゅうりの担い手農家が多く、就農後の指導・支援体制が整っていることから、きゅうりを中心とした新規就農者の育成及び特産品としての位置づけも図っている。

また、令和元年8月28日に発生した豪雨災害により被災したきゅうり農家もあり、新規就農者の確保・育成と併せて被災農家の支援を行うため、周辺の土地利用型農業との住み分け、新規就農者の呼び込みの優位性を鑑み、施設の団地化が必要であると考えられる。しかし、団地を造るということは、地権者にここで就農をしないでくださいということで、なかなか踏み込んで進めていくことができずにいたが、令和元年の豪雨災害で被災されたことが、園芸団地を進める一番のきっかけとなった。

### 2. 候補地の概要

候補地 : 下大町二本黒木箒 5896-1 番地外 6 筆、全 13,056 m<sup>2</sup>

選定理由 : 道路と水路に囲まれた一団の農用地であり、施設団地として作業

の独立性が確保できる。また、きゅうりの選果施設にも近く、交通の便も良い。令和元年 8 月 28 日に発生した豪雨災害では、平坦部農業地域において被害が最も少なかった農地の一つで、大町町内の園芸団地の候補地として最適地で、地権者の協力もあり園芸団地を設置することになった。

### 3. 園芸団地の設置

基盤整備事業を活用して団地を造成し、国庫事業や県単事業、J A 事業（リース）を活用して園芸施設を設置される。

### 4. 園芸団地の運営

#### (1) 園芸団地の規模

団地の面積 1.3ha、全 3 区画

#### (2) 園芸団地での栽培品目

きゅうりのトレーニングファームが、隣接する武雄市で運営されていることや大町町内に J A 選果場があること、候補地周辺で営農する青壮年層のきゅうり農家が複数あり、技術的な指導・支援体制がとれることから、きゅうりを中心とした団地化を図る。

#### (3) 園芸団地の運営主体

町と J A、地域の農業者で、園芸団地への新規就農者の呼び込みや園芸団地で営農を行う農業者の支援等を行う。また、共有施設・機械の効率的な活用や共同作業の取り決め等団地化の優位性を図る。

#### (4) 入植者の要件

入植者については、新規就農者・新技術の導入・トレーニングファームとの連携・農作物のブランド化・さが園芸生産 888 億円推進事業の推進のいずれかを満たす農業者とする。

### 5. 整備の概要（方法）

#### (1) 農地基盤整備

- ・活用する事業：農地耕作条件改善事業、生産産地パワーアップ事業
- ・事業実施主体：大町町
- ・整備内容：区画整理、農用地造成、暗渠排水、農作業道、用排水施設等

[詳細]

- ・基盤事業者の申請者
- ・農地の取り扱い（借入、所有権移転、農地中間管理機構の活用）
- ・各区画の大きさ（入植予定者の希望も加味）
- ・概算事業費：52,800 千円

- ・整備費の負担：国 55%、県 15%、町 15%、受益者 15%
- ・受益者負担金の徴収方法など分担金条例の制定

## (2) 園芸施設整備

- ・活用する事業：産地パワーアップ事業（国）、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（国）、園芸生産 888 億円推進事業（県）、JA 園芸ハウスリース事業
- ・事業実施主体：JA さが（リース）
- ・整備内容：低コスト耐候性ハウス、共同利用機械、農機具格納庫など

### [詳細]

- ・入居者予定の状況
- ・入植予定者の施設設置希望面積、整備内容、整備時期など
- ・整備費の負担：国 50%、県 20%、町 5%、JA 補助残の 30~40%、受益者 17.5~15%（補助上限を考慮する必要あり）
- ・ハウスのリース（リース期間、リース料など）
- ・農地の取り扱い（貸付又は所有権移転、農地中間管理機構の活用）  
農地については、農地中間管理機構を活用した賃借権を設定することを基本としながら、参画農家の意向・経営状況によっては、所有権移転の誘導を図る。
- ・空き区画の管理方法など  
農地中間管理事業を活用し、先行して入植した農家による農地管理組織が当面の空き区画の維持管理を行うこととする。

## 6. 園芸団地構想の推進体制

大町町が主体となり、JA さが、県関係機関が連携して推進されていた。

### 委員会の意見

全国的にも高齢化や後継者不足による担い手不足の中、これまできゅうり農家として営農された方が、令和元年の 8 月豪雨により被災された。本来、水害の常襲地帯ではあったが、今回、油の流出も重なり、ここでの営農再開は無理と断念され、地主の協力も得て新しく下大町園芸団地が開設された。

新設された園芸団地は全 3 区画で、内 2 区画には以前から営農をされていた方が入植されていて、残りの区画には今年から地元の新規就農者が入られる。

今回、団地では県内でも珍しい養液栽培のロックウールでのきゅうり栽培を見学した。トレーニングファームでは慣行栽培（土壌）での栽培を行われていたが、ロックウールでは反当たりの生産量が平均の倍程違う量を収穫されていた。

そして、ここでは従業員を 7 人雇っておられ、栽培方法によっては誰にでも

できる作業を提供でき、今後、数年経てばこの方法が慣行栽培になるかも知れないと生産者は話された。

園芸団地できゅうり農家の現場を見て、栽培のやり方次第では、作業が簡易化されるので農福連携の形でもできると思われる。

当市のハウス団地においても、就農される方が雇用を考えられ簡易的な作業なら、雇用創出の観点から、今後農福連携も視野に協議・検討されることを要望したい。